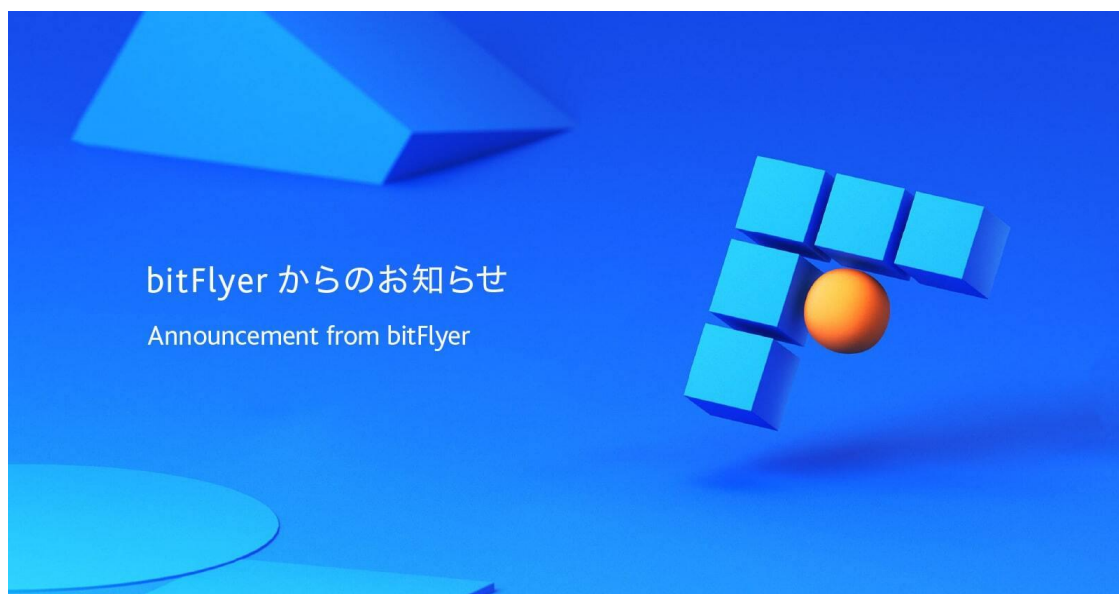


各位

bitFlyer Crypto CFD 提供開始のお知らせ

株式会社 bitFlyer（本社：東京都港区、代表取締役：加納 裕三、以下「当社」）は、2024年3月28日（木）より新たに bitFlyer Crypto CFD の提供を開始いたしました。これまでの Lightning FX を廃止し、世界標準となっているファンディングレートを新たに導入し、当社の証拠金取引のプロダクトをリニューアルいたしました。



■ bitFlyer Crypto CFD の概要

bitFlyer Crypto CFD とは証拠金を預け入れて、主に差金決済によってビットコインを売買できるサービスです。最大の魅力は、証拠金の最大 2 倍*までお取引が可能なおことです。預け入れた資金よりも大きな金額で取引できるため、資金効率の良い取引が可能です。また、ショートポジションが取れるので価格が下落した際にも収益を得られる可能性があります。

*法人のお客様は最大レバレッジが異なります。

■ bitFlyer Crypto CFD の魅力

- ・レバレッジを効かせたお取引が可能

bitFlyer Crypto CFD の最も大きな魅力は、預入証拠金に対してレバレッジを効かせた取引ができることです。レバレッジが 2 倍の場合、例えば 10 万円の預入証拠金で 20 万円の取引が可能になります。一方で、預け入れた資金を上回る損失を被る場合がありますのでご注意ください。

- ・世界標準のファンディングレートを導入

これまでの SFD（Swap For Difference）を廃止し、新たにファンディングレートを導入しました。現物価格との乖離と保有する建玉数に応じて、8 時間おきに保有者間で算定金額を授受する仕組みです。こうした仕組みは世界の比較的規模が大きい取引所でも導入されています。

- ・24時間365日取引可能

土日祝祭日でも取引できるという点は、一般的な金融商品にはないメリットです。お好きな時間にいつでも取引をお楽しみいただけます。

このほか、bitFlyer Crypto CFD に関する詳しい内容は次の URL をご確認ください。

<https://lightning.bitflyer.com/about-crypto-cfd?lang=ja#Rule>

■ 株式会社 bitFlyer について

bitFlyer は、「ブロックチェーンで世界を簡単に。」をミッションに掲げ 2014 年に設立され、兄弟会社である bitFlyer USA, Inc. 及び bitFlyer EUROPE S.A. と共にグローバルに暗号資産取引事業を展開し、お客様にご愛顧いただき、顧客満足度 No.1* を達成しました。

暗号資産交換業者及び第一種金融商品取引業者として、サービスの拡大・改善を続け、一人でも多くのお客様にご満足いただける流動性の高い暗号資産取引所を目指しています。

- ・公式 HP : <https://bitflyer.com>

* 調査概要：2022 年 11 月 暗号資産取引所サービスについての市場調査
調査機関：日本マーケティングリサーチ機構
調査時期：2022 年 11 月 11 日～2022 年 11 月 25 日

【注意事項（よくお読みください）】

- ・暗号資産は法定通貨ではありません。
- ・暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます。
- ・暗号資産の売買や他の暗号資産との交換は、暗号資産の価格変動により損失を被ることのある取引です。暗号資産の価格は、需給バランスの変化や、物価・法定通貨・他の市場の動向、暗号資産に係る状況の変化等の影響により下落する可能性があります。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引の取引価格は、当社における暗号資産関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動から影響を受けて上下するほか、暗号資産関連店頭デリバティブ取引が参照する暗号資産の価格の変動から間接的な影響を受けることによっても上下するため、損失を被ることがあります。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、取引価格と建玉数量の積である取引金額を預入証拠金等の額よりも大きくできる取引です。そのため、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動や参照する暗号資産の価格の変動によりお客様に不利な方向へ取引金額が預入証拠金等の額よりも大きく変動し、お客様の被る損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うにあたっての預入証拠金等の額は取引金額の 50% 以上であり、取引金額は預入証拠金等の額の 2 倍以下となります（いずれも個人のお客様の場合）。預入証拠金等についての詳細は「[bitFlyer Crypto CFD とは?](#)」をご覧ください。
- ・販売所における暗号資産の売買や他の暗号資産との交換の際には、購入価格と売却価格の差であるスプレッドをお客様にご負担いただいております。暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換並びに暗号資産関連店頭デリバティブ取引のご利用に際してお支払いいただく手数料、その他費用、計算方法等は「[手数料一覧・税](#)」に定める通りです。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、当社がお客様の相手方となって行われる相対取引です。
- ・契約締結前交付書面等の内容を十分ご確認くださいの上で、ご自身の判断と責任により取引を行ってください。

株式会社 bitFlyer

暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00003 号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3294 号

所属する認定資金決済事業者協会かつ金融商品取引業協会 一般社団法人日本暗号資産取引業協会

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報

〒107-6233 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト：<https://bitflyer.com> お問い合わせ先：<https://bitflyer.com/ja-jp/contact>